

旅館等におけるテロ対策上の措置について

1 犯罪に強い社会の実現のための行動計画 - 「世界一安全な国、日本」の復活を目指して - (平成15年12月18日 犯罪対策閣僚会議)

第3 国境を越える脅威への対応

2 不法入国・不法滞在対策等の推進

(13) 外国人の就労、宿泊時の身分確認の厳格化等

不法滞在・不法就労を継続しにくい環境をつくるため、外国人が就労する際の雇用主による外国人登録証明書のチェック等による身分確認や外国人が宿泊施設に宿泊する際の宿泊名簿への国籍及び旅券番号の正確な記載による身元確認を徹底するとともに、これらの事業者等による警察官等の職務遂行に関する必要な協力を確保する。

2 テロの未然防止に関する行動計画 (平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策本部決定)

第3 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策

2 テロリストを自由に活動させないための対策の強化

旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等

英、仏、伊等諸外国においては、宿泊業者に対し、外国人を宿泊させた場合の国籍等の確認義務や警察への申告義務が課されており、この制度は潜伏活動中の外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等に極めて有効である。

しかしながら、我が国においては、旅館業者に対し、宿泊者名簿の作成は義務付けられているものの、手配者の特定に用いられることの多い国籍や旅券番号は記載事項とされていないこと、本人確認義務が課されていないので不正確・不完全な記載である例も見られることなどから、警察等による外国人テロリストに関する情報収集や追跡調査等に支障を来している。

そこで、厚生労働省は、宿泊者名簿の記載事項に外国人宿泊客の国籍及び旅券番号を追加することを内容とする旅館業法施行規則の改正を平成16年度中に行うとともに、通達を発出し、旅館業者に対し、外国人宿泊客の旅券の写しを取るよう強力に指導することとする。また、本措置が、ウィークリー・マンション等の名称で旅館業を営んでいる者によっても確実に実施されるようにするため、厚生労働省は、これらの者が旅館業の許可を取得していない場合には、直ちに当該許可を取得した上で、本措置を実施するよう都道府県等を通じて指導することとする。

これらの行動計画を踏まえ、厚生労働省においては、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)を改正し、平成17年4月1日より、旅館・ホテルが備えるべき宿泊者名簿に記載すべき事項として、宿泊者の氏名、住所及び職業に加え、宿泊者が日本国内に住所を有しない外国人である場合にはその者の国籍及び旅券番号を併せて記載することを義務付けるなど、旅館・ホテルにおける宿泊者の身元確認等の徹底を図っている。